

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 26 年 1 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	3
一般統計調査の中止	4
届出統計調査の受理	5
2 基幹統計調査の承認	7
国民生活基礎調査（平成26年承認）（厚生労働省）	7
全国消費実態調査（平成26年承認）（総務省）	12
3 一般統計調査の承認	16
労務費率調査（平成26年承認）（厚生労働省）	16
食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査（平成26年承認）（農林水産省）	18
スポットLNG価格調査（平成26年承認）（経済産業省）	19
通信利用動向調査（平成26年承認）（総務省）	20
社会保障・人口問題基本調査（平成26年承認）（厚生労働省）	22
土地動態調査（平成26年承認）（国土交通省）	25
全国単身世帯収支実態調査（平成26年承認）（総務省）	26
4 一般統計調査の中止	29
中国地域専門量販店販売統計調査（平成26年承認）（経済産業省）	29
5 届出統計調査の受理	30
(1) 新規	30
山梨県労働者就業実態調査（従業員調査）（平成26年届出）（山梨県）	30
県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査（平成26年届出）（滋賀県）	31
相模原市障害者福祉計画策定基礎調査（平成25年届出）（相模原市）	32
茨城県サービス業調査（平成26年届出）（茨城県）	34
産業廃棄物税に関するアンケート調査（平成26年届出）（福岡県）	35
がんに関する県民意識調査（平成26年届出）（鳥取県）	36
脳卒中リハビリテーション提供体制実態調査（平成26年届出）（栃木県）	37
さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査（平成26年届出） （さいたま市）	38

(2) 変更	39
次世代育成支援状況に関するアンケート調査（2次調査）（平成26年届出）（神戸市）	39
堺市高齢者等実態調査（平成26年届出）（堺市）	40
全国企業短期経済観測調査（平成26年届出）（日本銀行調査統計局経済統計課）	42
都内外資系企業基礎調査（平成26年届出）（東京都）	44
仕事の見直しのための状況調査（平成26年届出）（北九州市）	45
がんに関する県民意識調査（平成26年届出）（鳥取県）	46
新潟市景況調査（平成26年届出）（新潟市）	47
生活習慣病予防支援システムに伴う生活習慣アンケート調査（平成26年届出）（岩手県）	48
大阪府景気観測調査（平成26年届出）（大阪府）	50

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 調査事項の変更（簡易調査） ・「勤めか自営かの別」欄の選択肢中の「一般常雇者（契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのない者）」について、「一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）」と「一般常雇者（契約期間が1年以上の雇用者）」に細分化。 ・「勤め先での呼称」欄の選択肢中の「契約社員・嘱託」について、「契約社員」と「嘱託」に細分化。 等 報告を求める者の変更（簡易調査） 熊本市の政令指定都市移行に伴う対象数の変更	H26.1.14
全国消費実態調査	総務大臣	承認事項の変更 (1) 報告を求める事項の変更 世帯票に「配偶者の有無」等の5調査事項を新設 世帯票から「水洗式トイレの有無」等の3調査事項を削除 (2) 報告を求める者の変更 甲調査における1調査単位区から抽出する2人以上の世帯を12世帯から11世帯に変更、単身世帯を0～2世帯から1世帯に変更 (3) 調査方法の変更 甲調査について、オンラインによる回答方式を全調査単位区に拡大 等	H26.1.23

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H26.1.8	労務費率調査	厚生労働大臣
H26.1.16	食品製造業におけるH A C C Pの導入状況実態調査	農林水産大臣
H26.1.20	スポットL N G価格調査	経済産業大臣
H26.1.21	通信利用動向調査	総務大臣
H26.1.21	社会保障・人口問題基本調査	厚生労働大臣
H26.1.22	土地動態調査	国土交通大臣
H26.1.23	全国単身世帯収支実態調査	総務大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

一般統計調査の中止

通知年月日	統計調査の名称	実施者
H26.1.6	中国地域専門量販店販売統計調査	経済産業大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.1.6	山梨県労働者就業実態調査（従業員調査）	山 梨 県 知 事
H26.1.6	県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査	滋 賀 県 知 事
H26.1.6	相模原市障害者福祉計画策定基礎調査	相 模 原 市 長
H26.1.9	茨城県サービス業調査	茨 城 県 知 事
H26.1.9	産業廃棄物税に関するアンケート調査	福 岡 県 知 事
H26.1.10	がんに関する県民意識調査	鳥 取 県 知 事
H26.1.23	脳卒中リハビリテーション提供体制実態調査	栃 木 県 知 事
H26.1.23	さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査	さ い た ま 市 長

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.1.8	次世代育成支援状況に関するアンケート調査(2次調査)	神 戸 市 長
H26.1.10	堺市高齢者等実態調査	堺 市 長
H26.1.17	全国企業短期経済観測調査	日 本 銀 行 総 裁
H26.1.17	都内外資系企業基礎調査	東 京 都 知 事
H26.1.17	仕事の見直しのための状況調査	北 九 州 市 長
H26.1.20	がんに関する県民意識調査	鳥 取 県 知 事
H26.1.21	新潟市景況調査	新 潟 市 長
H26.1.30	生活習慣病予防支援システムに伴う生活習慣アンケート調査	岩 手 県 知 事
H26.1.30	大阪府景気観測調査	大 阪 府 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 国民生活基礎調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年1月14日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室

【目的】 本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための新標本を設定することを目的とする。

【沿革】 本調査は、「厚生行政基礎調査」（旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第60号を作成するための調査）、「国民健康調査」（同第68号を作成するための調査）、「保健衛生基礎調査」（旧統計報告調整法に基づく承認統計調査）及び「国民生活実態調査」（承認統計調査）を統合して、昭和61年から開始されたものである。調査は、3年ごとに実施する大規模調査と、その中間の各年に実施する簡易調査から構成される。その後の主な変更は、以下のとおりである。（1）平成13年：「介護票」を創設。「健康票」を密封回収化、（2）平成19年：「世帯票」及び「介護票」を自計報告化、（3）平成22年：「所得票」を自計報告化、（4）平成24年の簡易調査については、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除き実施される、（5）平成25年：「健康票」を非密封回収化。

【調査の構成】 1 - 世帯票（大規模調査）2 - 健康票（大規模調査）3 - 介護票（大規模調査）4 - 所得票（大規模調査）5 - 貯蓄票（大規模調査）6 - 世帯票（簡易調査）7 - 所得票（簡易調査）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年7月）

【調査票名】 1 - 世帯票（大規模調査）

【調査対象】 （地域）全国（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）277,000 / 51,951,000
716,000 / 128,057,000（配布）調査員（取集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所設置市・特別区） - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施する。）（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）世帯を離れている方の状況、

(3) 住居の種類、(4) 室数及び床面積、(5) 5 月中の家計支出総額等、
2 . 世帯員に係る事項 (1) 最多所得者、(2) 世帯主との続柄、(3) 性、
(4) 出生年月、(5) 配偶者 (夫又は妻) の有無、(6) 医療保険の加入状
況、(7) 公的年金・恩給の受給状況、(8) 乳幼児 (小学校入学前) の保育
状況 (小学校入学前の者のみ) (9) 手助けや見守りの要否等 (6 歳以上の
者のみ) (10) 教育 (15 歳以上の者のみ) (11) 公的年金の加入状況
(15 歳以上の者のみ) (12) 別居している子の有無等 (15 歳以上の者
のみ) (13) 5 月中の仕事の状況 (15 歳以上の者のみ) (14) 1 週間の
就業日数等 (15 歳以上の者のみ) (15) 就業開始時期 (15 歳以上の
者のみ) (16) 仕事の内容 (職業分類) (15 歳以上の者のみ) (17)
勤めか自営かの別等 (15 歳以上の者のみ) (18) 就業希望の有無等 (1
5 歳以上の者のみ)

【調査票名】 2 - 健康票 (大規模調査)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 世帯員 (抽出枠) 平成 22 年国
勢調査調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 716,000 / 128,057,000
(配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施
年の 6 月の第 1 又は第 2 木曜日現在 (系統) 厚生労働省 - 都道府県 - (保
健所設置市・特別区) - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (3 年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施
する。) (実施期日) 厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の 7 月
中旬

【調査事項】 1 . 性、2 . 出生年月、3 . 入院・入所の状況、4 . 自覚症状の有無、そ
の症状及び治療状況、5 . 通院・通所の状況・傷病名、6 . 日常生活への影
響 (6 歳以上の者のみ) 7 . 普段の活動ができなかった日数 (6 歳以上の
者のみ) 8 . 健康状態 (6 歳以上の者のみ) 9 . 悩みストレスの有無・原
因・相談状況 (12 歳以上の者のみ) 10 . 平均睡眠時間 (12 歳以上の
者のみ) 11 . 休養充足度 (12 歳以上の者のみ) 12 . こころの状態 (1
2 歳以上の者のみ) 13 . 飲酒の状況 (20 歳以上の者のみ) 14 . 喫煙
の状況 (20 歳以上の者のみ) 15 . 健康のため実行している事柄 (20
歳以上の者のみ) 16 . 健診等の受診状況 (20 歳以上の者のみ) 17 .
がん検診の状況 (20 歳以上の者のみ)

【調査票名】 3 - 介護票 (大規模調査)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 世帯員 (抽出枠) 世帯票及び健

康票の対象地区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）6,000/716,000（配布）
調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の6月の第
1又は第2木曜日現在（系統）厚生労働省-都道府県-（保健所設置市・
特別区）-保健所-指導員-調査員-報告者

【周期・期日】（周期）年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施
する。）（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月
中旬

【調査事項】1.調査票の回答者、2.介護が必要な者の性別と出生年月、3.要介護
度の状況、4.介護が必要となった原因、5.主な介護者の介護時間、6.
主な介護者以外の介護者の状況、7.家族・親族等と訪問介護事業者による
主な介護内容、8.介護サービスの利用状況、9.介護サービスの費用、1
0.介護費用の負担力、11.介護サービスを受けていない理由、12.6
5歳以上の介護保険被保険者（第1号被保険者）における介護保険料所得段
階

【調査票名】4-所得票（大規模調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出
枠）世帯票及び健康票の対象地区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）50,000/277,000 130,
000/716,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計
（把握時）調査実施年の前年の1月1日～12月31日（系統）厚生労働
省-都道府県-（市、特別区及び福祉事務所設置町村）-福祉事務所-指導
員-調査員-報告者

【周期・期日】（周期）年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施
する。）（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月
中旬

【調査事項】1.性、2.出生年月、3.所得の種類別金額、4.課税等の状況別金額、
5.企業年金・個人年金等の掛金、6.生活意識の状況（世帯主又は世帯を
代表する者のみ）

【調査票名】5-貯蓄票（大規模調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）世帯（抽出枠）世帯票及び健康
票の対象地区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）50,000/277,000（配布）
調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の6月末日

現在（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （市・特別区及び福祉事務所設置町村） - 福祉事務所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施する。）（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1．貯蓄現在高、2．貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由、3．借入金残高

【調査票名】 6 - 世帯票（簡易調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）平成22年国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）55,000 / 51,951,000 144,000 / 128,057,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所設置市・特別区） - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施する。）（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1．世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）5月中の家計支出総額、2．世帯員に係る事項（1）最多所得者、（2）世帯主との続柄、（3）性、（4）出生年月、（5）配偶者（夫又は妻）の有無、（6）医療保険の加入状況、（7）傷病の状況、（8）公的年金・恩給の受給状況、（9）教育（15歳以上の者のみ）（10）公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）（11）5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）（12）勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）

【調査票名】 7 - 所得票（簡易調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）世帯票の対象地区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）13,000 / 55,000 33,000 / 144,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の前年の1月1日～12月31日（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （市・特別区及び福祉事務所設置町村） - 福祉事務所 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施

する。) (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1.性、2.出生年月、3.所得の種類別金額、4.課税等の状況別金額、
5.企業年金・個人年金等の掛金、6.生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

【調査名】 全国消費実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年1月23日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課

【目的】 全国消費実態調査は、全国の世帯を対象として、家計の収入及び支出並びに住宅と宅地の所有状況、主要耐久消費財の所有数量及び貯蓄・負債現在高を調査し、家計の構造を所得、消費及び資産の観点から総合的に把握するとともに、都道府県などの地域的差異を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 甲調査票（家計簿A）、2 - 甲調査票（家計簿B）、3 - 甲調査票（耐久財等調査票）、4 - 甲調査票（年収・貯蓄等調査票）、5 - 甲調査票（世帯票）、6 - 乙調査票（家計簿C）、7 - 乙調査票（個人収支簿）

【公表】 インターネット（実施年の翌年の12月末日まで）・報告書

【調査票名】 1 - 甲調査票（家計簿A）

【調査対象】 （地域）全国（単位）世帯（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）全国消費実態調査の標本抽出は、市部と郡部に分けて行う。市部では各市の調査単位区を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により調査世帯を抽出する。郡部では、町村を第1次抽出単位、各町村の調査単位区を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により調査世帯を抽出する。なお、市町村構成は平成26年1月1日現在のものとする。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）56,400/52,000,000（配布）調査員・オンライン（収集）調査員・オンライン（記入）併用（把握時）一般世帯：実施年の9月、10月及び11月の3か月、単身世帯：実施年の10月及び11月の2か月間（系統）総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員（又は民間事業者） - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年8月15日～12月20日

【調査事項】 1.口座自動振替による支払、2.現物（現物支給、もらい物、もてなし、自家産、自分の店の商品）、3.現金収入又は現金支出、4.クレジットカード、掛買い、月賦、電子マネーによる購入

【調査票名】 2 - 甲調査票（家計簿B）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）全国消費実態調査の標本抽出は、市部と郡部に分けて行う。市部では各市の調査単位区を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により調査世帯を抽出する。郡部では、町村を第1次抽出単位、各町村の調査単

位区を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により調査世帯を抽出する。なお、市町村構成は平成26年1月1日現在のものとする。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）56,400/52,000,000（配布）調査員・オンライン（収集）調査員・オンライン（記入）併用（把握時）一般世帯：実施年の9月、10月及び11月の3か月、単身世帯：実施年の10月及び11月の2か月間（系統）総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員（又は民間事業者） - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年8月15日～12月20日

【調査事項】1.口座自動振替による支払、2.現物（現物支給、もらい物、もてなし、自家産、自分の店の商品）、3.現金収入又は現金支出、4.クレジットカード、掛買い、月賦、電子マネーによる購入

【調査票名】3 - 甲調査票（耐久財等調査票）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）全国消費実態調査の標本抽出は、市部と郡部に分けて行う。市部では各市の調査単位区を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により調査世帯を抽出する。郡部では、町村を第1次抽出単位、各町村の調査単位区を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により調査世帯を抽出する。なお、市町村構成は平成26年1月1日現在のものとする。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）56,400/52,000,000（配布）調査員・オンライン（収集）調査員・オンライン（記入）併用（把握時）一般世帯：実施年の9月、10月及び11月の3か月、単身世帯：実施年の10月及び11月の2か月間（系統）総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員（又は民間事業者） - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年8月15日～12月20日

【調査事項】1.家具・電気製品等、2.自動車、自動二輪車及び原動機付自転車、3.その他の耐久消費財、4.会員権

【調査票名】4 - 甲調査票（年収・貯蓄等調査票）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）全国消費実態調査の標本抽出は、市部と郡部に分けて行う。市部では各市の調査単位区を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により調査世帯を抽出する。郡部では、町村を第1次抽出単位、各町村の調査単位区を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により

調査世帯を抽出する。なお、市町村構成は平成26年1月1日現在のものとする。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）56,400/52,000,000（配布）調査員・オンライン（収集）調査員・オンライン（記入）併用（把握時）一般世帯：実施年の9月、10月及び11月の3か月、単身世帯：実施年の10月及び11月の2か月間（系統）総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員（又は民間事業者） - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年8月15日～12月20日

【調査事項】1.年間収入について、2.貯蓄現在高について、3.借入金残高について

【調査票名】5 - 甲調査票（世帯票）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）全国消費実態調査の標本抽出は、市部と郡部に分けて行う。市部では各市の調査単位区を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により調査世帯を抽出する。郡部では、町村を第1次抽出単位、各町村の調査単位区を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により調査世帯を抽出する。なお、市町村構成は平成26年1月1日現在のものとする。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）56,400/52,000,000（配布）調査員・オンライン（収集）調査員・オンライン（記入）併用（把握時）一般世帯：実施年の9月、10月及び11月の3か月、単身世帯：実施年の10月及び11月の2か月間（系統）総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員（又は民間事業者） - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年8月15日～12月20日

【調査事項】1.全世帯員に関する事項について、2.3か月以上不在の家族について、3.現在住んでいる住居以外の住宅及び土地について

【調査票名】6 - 乙調査票（家計簿C）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）全国消費実態調査の標本抽出は、市部と郡部に分けて行う。市部では各市の調査単位区を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により調査世帯を抽出する。郡部では、町村を第1次抽出単位、各町村の調査単位区を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により調査世帯を抽出する。なお、市町村構成は平成26年1月1日現在のものとする。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）700 / 52,000,000（配布）
調査員・オンライン（収集）調査員・オンライン（記入）併用（把握
時）一般世帯：実施年の9月、10月及び11月のうち1か月間（系統）
総務省 - 都道府県 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年8月15日～12月20日

【調査事項】1．世帯員へのこづかい、2．世帯員への個人的な支出

【調査票名】7 - 乙調査票（個人収支簿）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）全国
消費実態調査の標本抽出は、市部と郡部に分けて行う。市部では各市の調査
単位区を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法によ
り調査世帯を抽出する。郡部では、町村を第1次抽出単位、各町村の調査単
位区を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により
調査世帯を抽出する。なお、市町村構成は平成26年1月1日現在のものと
する。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）700 / 52,000,000（配布）
調査員・オンライン（収集）調査員・オンライン（記入）併用（把握
時）一般世帯：実施年の9月、10月及び11月のうち1か月間（系統）
総務省 - 都道府県 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年8月15日～12月20日

【調査事項】1．こづかい又は収入の状況、2．個人的な収入、3．個人的な支出

一般統計調査の承認

【調査名】 労務費率調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年1月8日

【実施機関】 厚生労働省 労働基準局 労災補償部 労災管理課 労災保険財政数理室

【目的】 本調査は、請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる現行の労務費率の見直しに資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和55年の調査開始以来、労働保険率の改定にあわせて、おおむね3年周期で実施されている。平成6年、9年、12年調査については、財団法人労災保険情報センターによる委託調査で実施されたが、平成17年から再び厚生労働省において実施されている。なお、平成23年調査については、東日本大震災の影響により、災害救助法が適用されている地域（東京都を除く。）を除外して調査を実施する。

【調査の構成】 1 - 平成26年労務費率調査票（単独有期事業場用）2 - 平成26年労務費率調査票（一括有期事業場用）

【公表】 インターネット及び印刷物（審議資料：平成26年12月）

【調査票名】 1 - 平成26年労務費率調査票（単独有期事業場用）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、平成26年調査については、原子力災害対策特別措置法に基づき避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定された市町村を除外する。）（単位）事業場（属性）次に掲げる工事の種類に属する有期事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第7条の規定により、二以上の事業が一の事業とみなされている事業については、一の事業とみなされた事業）で、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に終了した請負金額500万円以上のものを行った事業場（1）水力発電施設、ずい道等新設事業、（2）道路新設事業、（3）舗装工事業、（4）鉄道又は軌道新設事業、（5）建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）（6）既設建築物設備工事業、（7）機械設置の組立て又は据付けの事業、（8）その他の建設事業（抽出枠）労働保険適用台帳に登録されている単独有期事業の工事現場

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）4,000/39,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に終了した請負金額500万円以上の工事の全期間（系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成26年5月19日～6月9日

【調査事項】 1. 工事の名称、期間及び内容、2. 下請事業者数、3. 工事の請負代金の額、請負代金に加算する額及び請負代金から控除する額、4. 労災保険に

係る確定保険料額及び保険料額の算定方法、5．支払賃金総額、6．延労働者数

【調査票名】 2 - 平成26年労務費率調査票（一括有期事業場用）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、平成26年調査については、原子力災害対策特別措置法に基づき避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定された市町村を除外する。）（単位）事業場（属性）次に掲げる工事の種類に属する有期事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第7条の規定により、二以上の事業が一の事業とみなされている事業については、一の事業とみなされた事業）で、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に終了した請負金額500万円以上のものを行った事業場（1）水力発電施設、ずい道等新設事業、（2）道路新設事業、（3）舗装工事業、（4）鉄道又は軌道新設事業、（5）建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）（6）既設建築物設備工事業、（7）機械設置の組立て又は据付けの事業、（8）その他の建設事業（抽出枠）労働保険適用台帳に登録されている一括有期事業の工事現場

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）6,000/101,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）一括された工事のうち、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に終了した請負金額500万円以上の工事の全期間（系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成26年5月19日～6月9日

【調査事項】 1．工事の名称、期間及び内容、2．下請事業者数、3．工事の請負代金の額、請負代金に加算する額及び請負代金から控除する額、4．労災保険に係る確定保険料額及び保険料額の算定方法、5．支払賃金総額、6．延労働者数

【調査名】 食品製造業におけるH A C C Pの導入状況実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年1月16日

【実施機関】 農林水産省総合食料局食品産業企画課

【目的】 本調査は、食品の安全と消費者の信頼の確保を図るための施策として、危害要因分析・重要管理点（H A C C P）の導入を推進していく必要があるとされていることから、H A C C Pの導入状況等の実態を把握し、諸施策の企画・立案に必要な資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、食品産業動向調査（平成10年度～19年度に実施）の一環として、平成12年度及び18年度に実施されたものであり、平成22年度から独立し、毎年実施することとされたものである。平成25年度から、調査の名称を変更するとともにオンライン調査を導入している。

【調査の構成】 1 - 食品製造業におけるH A C C Pの導入状況実態調査票

【公表】 インターネット（調査実施年の翌年の3月下旬。平成25年度は平成26年7月下旬。）

【調査票名】 1 - 食品製造業におけるH A C C Pの導入状況実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類による食料品製造業及び飲料・たばこ・飲料製造業（製氷業、たばこ製造業及び飲料・有機質肥料製造業を除く。）を営む企業で、従業者数（常用雇用者）が5人以上の企業（抽出枠）事業所データベース

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,369/24,407（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年10月1日（系統）農林水産省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月中旬～10月中旬（平成25年度のみ、平成26年2月中旬～平成26年3月中旬）

【調査事項】 1．食品の販売総額規模、2．従業者規模、3．製造している食品（販売金額総額に占める割合が1割以上の品目）のうち販売金額が多い上位3品目、4．輸出の状況、5．H A C C Pの導入状況、6．導入しているH A C C Pの方式、7．H A C C Pの導入予定時期、8．H A C C Pの一層の充実を図る方法、9．H A C C Pの導入に当たっての問題点、10．H A C C Pの導入による効果（又は期待する効果）、11．H A C C Pの導入に当たって役立った支援策（又は役に立つと考えられる支援策）、12．H A C C Pを導入する予定がない理由

【調査名】 スポットLNG価格調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年1月20日

【実施機関】 経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課

【目的】 本調査は、我が国の輸入スポットLNGについて、輸入の動態を把握し、行政施策・LNG関連事業者の事業に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - スポットLNG価格調査票

【公表】 インターネット（経済産業省HP及び総務省e-stat）

【調査票名】 1 - スポットLNG価格調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）LNGを輸入するすべての企業（抽出枠）石油製品需給動態統計調査（基幹統計調査）及びガス事業生産動態統計調査（基幹統計調査）の個票データ並びに民間シンクタンクによる市場調査

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）15 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）経済産業省 民間事業者 報告者

【周期・期日】 （周期） （実施期日）毎月（平成26年3月調査以降）

【調査事項】 1 . 企業名及び所在地、2 . スポットLNG入着予定月、3 . 契約価格（USD/MMBtu） 4 . 備考（契約形態に係る参考情報）

【調査名】 通信利用動向調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年1月21日

【実施機関】 総務省情報通信政策局総合政策課情報通信経済室

【目的】 本調査は、利用者の視点における情報通信の利用動向を把握し、情報通信行政の施策の策定及び評価のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成2年に開始され、平成9年調査からは、平成5年に開始された通信ネットワーク調査を統合して実施している。

【調査の構成】 1 - 通信利用動向調査調査票（世帯用） 2 - 通信利用動向調査調査票（企業用）

【公表】 印刷物及びインターネット

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項の変更（調査項目の追加・削除）及び集計事項（見直し）の変更等である。

【調査票名】 1 - 通信利用動向調査調査票（世帯用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）直近の4月1日現在で満年齢20歳以上の世帯員がいる世帯（抽出枠）都道府県及び都市規模を層化基準（「抽出層一覧」参照）とした層化二段抽出（サンプリング台帳は住民基本台帳）

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）40,592 / 51,950,504（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）12月31日（系統）総務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年（実施期日）毎年1月上旬

【調査事項】 1. 世帯全体用、（1）情報通信関連機器の保有状況、利用状況、（2）インターネットの利用状況、（3）インターネット利用における被害状況、（4）インターネット利用におけるセキュリティ対策状況、（5）インターネットを利用して感じる不安等、（6）18歳未満の子どものインターネット利用状況、（7）デジタルテレビ放送の利用状況（8）世帯の構成（世帯員数、世帯年収） 2. 世帯構成員用、（1）情報通信機器の保有状況、（2）インターネットの利用状況、（3）インターネットの利用目的、用途、（4）ソーシャルメディアの利用、（5）映像・音声コンテンツの利用、（6）スマートフォン、タブレット型端末の利用

【調査票名】 2 - 通信利用動向調査調査票（企業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類（平成19年1月改定。以下同じ。）大分類に掲げる大分類S - 公務を除く産業に属する常用雇用者規模100人以上の企業（抽出枠）業種及び常用雇用者数を層

化基準（「抽出層一覧」参照）とした層化一段抽出（サンプリング台帳は事業所母集団データベース平成24年時フレーム（速報版））

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,140 / 40,101 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）12月31日又は4月1日～翌年3月31日又は調査時点に最も近い決算日までの1年間 （系統）総務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年1月上旬

【調査事項】 1. 企業内 / 企業間通信網の構築状況、2. インターネットによる情報発信、3. 電子商取引、4. 無線通信技術を利用したシステム・ツールの導入状況、5. クラウドコンピューティングの利用状況、6. テレワーク、7. ICT教育、8. 情報通信ネットワークの安全対策、9. 情報通信ネットワークの利用上の問題点等、10. 企業の概要（資本金額、年間売上高、営業利益、人件費、減価償却費及び従業員数）

【調査名】 社会保障・人口問題基本調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年1月21日

【実施機関】 厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部

【目的】 本調査は、わが国の社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、社会保障及び人口問題に関する研究のための分析を行うとともに、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を提供することを目的としている。調査は、「人口移動調査」、「生活と支え合いに関する調査」、「全国家庭動向調査」、「世帯動態調査」、及び「出生動向基本調査」の5つの調査で構成され、5年のローテーションで実施されている。このうち、「世帯動態調査」は特定の期間に発生する世帯の形成、拡大、解体、世帯規模や構造の変動、あるいは世帯員の世帯内地位（世帯主か否か、世帯主でない場合は世帯主との続柄）の変化といった「世帯動態」に関するデータを収集し、世帯数の将来推計のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、厚生労働省（国立社会保障・人口問題研究所）が、その所掌する分野の分析を行うための調査として、従前、テーマローテーションで行っていた5調査について、「社会保障・人口問題基本調査」という名称を冠し、それぞれの調査ごとに個別に統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集（承認統計調査）として、実施していたものである。平成23年調査から、これらの5調査を、一つの調査名の下に位置付けるために設けられた新たな調査名（社会保障・人口問題基本調査）の下で調査の体系の見直しを行った。

【調査の構成】 1 - 世帯動態調査調査票 2 - 人口移動調査調査票 3 - 生活と支え合いに関する調査（世帯票） 4 - 生活と支え合いに関する調査（個人票） 5 - 全国家庭動向調査世帯調査票

【公表】 印刷物及びインターネット（世帯動態調査：概要（平成27年6月）、報告書（平成28年3月））

【調査票名】 1 - 世帯動態調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）平成26年度国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯及び世帯員（抽出枠）平成26年度国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）15,000/52,000,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成26年7月1日（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成26年6月中旬～7月中旬

【調査事項】 1. 世帯の属性と変化に関する事項、2. ライフコース・イベントと世帯

内地位の変化、3．親の基本属性と居住関係、4．子の基本属性と居住関係

【調査票名】 2 - 人口移動調査調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)平成23年度国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯及び世帯員 (抽出枠)平成23年度国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/49,000,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成23年7月1日 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成23年6月中旬～7月下旬

【調査事項】 1．世帯及び世帯員の属性等、2．世帯主及び世帯員の居住歴、3．世帯主及び世帯員の過去(5年前及び1年前)の居住地及び将来(5年後)の居住地域(見直し)、4．世帯主・配偶者の離家経験、5．世帯主・配偶者の別の世帯にいる親の居住地、6．世帯主の別の世帯にいる子の属性、7．出生地及び現住地

【調査票名】 3 - 生活と支え合いに関する調査(世帯票)

【調査対象】 (地域)全国(ただし、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除く。)(単位)世帯 (属性)平成24年度国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯及び20歳以上の世帯員 (抽出枠)平成24年度国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/49,000,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成24年7月1日 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成24年6月中旬～7月上旬

【調査事項】 1．世帯の属性、2．世帯主および世帯員の社会保障制度とのかかわり、3．世帯主および世帯員の家族・コミュニティ等の相互扶助に関する意識と実態の事項、4．世帯主および世帯員の職歴等の事項、5．世帯主および世帯員の生活状況に関する事項、等

【調査票名】 4 - 生活と支え合いに関する調査(個人票)

【調査対象】 (地域)全国(ただし、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除く。)(単位)個人 (属性)平成24年度国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯及び20歳以上の世帯員 (抽出枠)平成

24年度国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）15,000/49,000,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成24年7月1日（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成24年6月中旬～7月上旬

【調査事項】1.個人の属性（性、年齢、兄弟の有無）2.就業状態、就業希望、3.同居・別居の理由、過去の同別居、4.結婚の経験、子供の有無、学歴、年間収入、5.両親への支援、子供の費用、6.生活水準

【調査票名】5 - 全国家庭動向調査世帯調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）平成25年度国民生活基礎調査の調査地区から抽出した300地区内のすべての世帯及び世帯員（抽出枠）平成25年度国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）15,000/49,000,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成25年7月1日（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年6月中旬～7月中旬

【調査事項】1.世帯の構成（世帯の人数、報告者からみた世帯員各自との続柄等、結婚経験の女性の有無、報告者の婚姻関係）2.夫婦の生年月日、兄弟姉妹数、健康状態、最終学歴、3.仕事の有無、仕事に就いた時期、勤め先の規模、雇用保険または共済組合への加入について、通勤時間、労働時間、家を出る時間、帰宅する時刻、4.はじめての仕事について（従業上の地位、従業先規模、仕事に就いた時期、現在も続けているか、新しい仕事について）6.現在の結婚について（結婚生活をはじめた年月、婚姻届の有無、名乗っていた姓、夫妻の初再婚の別、結婚することが決まった時の仕事について等）7.子どもに関する事項（子どもの人数・生年月日・性別、子どもとの同居等の状況）8.出産と仕事のかかわり方について、9.18歳以上の子どもについて、10.両親について（親の生年月日・学歴・就業状況、現在の状況、親の生存状況、現在の仕事、親との会話頻度、交通手段、親に対する手伝い・世話の状況、親への経済的支援の状況）11.親の要介護度、親に対する介護の状況、現在の入院・入所の状況、12.介護と仕事のかかわりについて、13.相談や手助けを頼んだかどうか（出産・育児・介護・経済面・子育て・夫婦について）14.出産・育児や介護での不安や苦勞、15.家庭機能の実態、変化要因他

【調査名】 土地動態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年1月22日

【実施機関】 国土交通省土地・建設産業局参事官（土地市場担当）付

【目的】 土地に関する基礎資料整備の一環として、企業の土地利用及び取引等の実態を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 土地動態調査 調査票

【公表】 インターネット（e-Stat）、印刷物

【調査票名】 1 - 土地動態調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）会社法人及び相互会社 （属性）資本金1億円以上の会社法人及び相互会社 （抽出枠）平成25年法人・土地建物基本調査名簿、事業所母集団データベース等

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）26,000 / 28,600 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成26年1月1日現在 （系統）国土交通省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年7月上旬～9月上旬

【調査事項】 1. 法人について（組織形態、法人の本所・本社・本店の所在地等） 2. 土地の所有状況について（所有する土地の有無、土地の購入・売却の有無等） 3. 所有する土地について（所有する土地の都道府県別・資産別面積、未利用地の面積） 4. 土地の購入・売却の状況について（購入・売却した土地の資産別面積、帳簿価格、区画数）

【調査名】 全国単身世帯収支実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年1月23日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課

【目的】 全国単身世帯収支実態調査は、単身世帯を対象として、家計の収入及び支出並びに住宅と宅地の所有状況、主要耐久消費財の所有数量及び貯蓄・負債現在高を調査し、家計の構造を所得、消費及び資産の観点から総合的に明らかにし、もって全国消費実態調査を補完することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 全国単身世帯収支実態調査（家計簿A） 2 - 全国単身世帯収支実態調査（家計簿B） 3 - 全国単身収支実態調査（耐久財等調査票） 4 全国単身世帯収支実態調査（年収・貯蓄等調査票） 5 - 全国単身世帯収支実態調査（世帯票）

【公表】 インターネット

【備考】 今回の変更は、報告を求める者（（1）対象年齢を60歳未満から全年齢に拡大、（2）標本数を1600世帯から2000世帯に拡大）の変更である。

【調査票名】 1 - 全国単身世帯収支実態調査（家計簿A）

【調査対象】 （地域）全国（単位）世帯（属性）単身世帯（抽出枠）平成22年国勢調査結果による地域（市部・郡部，地方）及び世帯属性（男女，年齢階級）別の単身世帯数の比率に応じて調査世帯数を配分し，民間調査機関のモニター登録者から世帯を抽出する。

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）2,000/17,000,000（配布）郵送・調査員・オンライン（収集）郵送・調査員・オンライン（記入）自計（把握時）全国消費実態調査を行う年の10月及び11月（系統）総務省 - 民間調査機関 - （調査員） - モニター世帯

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）全国消費実態調査を行う年の9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1．口座自動振替による支払、2．現物（現物支給、もらい物、自家産、自分の店の商品）、3．現金収入又は現金支出、4．クレジットカード、掛買い、月賦、電子マネーによる購入

【調査票名】 2 - 全国単身世帯収支実態調査（家計簿B）

【調査対象】 （地域）全国（単位）世帯（属性）単身世帯（抽出枠）平成22年国勢調査結果による地域（市部・郡部，地方）及び世帯属性（男女，年齢階級）別の単身世帯数の比率に応じて調査世帯数を配分し，民間調査機関のモニター登録者から世帯を抽出する。

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）2,000/17,000,000（配

布) 郵送・調査員・オンライン (取集) 郵送・調査員・オンライン (記入) 自計 (把握時) 全国消費実態調査を行う年の10月及び11月 (系統) 総務省 - 民間調査機関 - (調査員) - モニター世帯

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 全国消費実態調査を行う年の9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 口座自動振替による支払、2. 現物(現物支給、もらい物、自家産、自分の店の商品)、3. 現金収入又は現金支出、4. クレジットカード、掛買い、月賦、電子マネーによる購入

【調査票名】 3 - 全国単身収支実態調査(耐久財等調査票)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯 (属性) 単身世帯 (抽出枠) 平成22年国勢調査結果による地域(市部・郡部, 地方) 及び世帯属性(男女, 年齢階級) 別の単身世帯数の比率に応じて調査世帯数を配分し, 民間調査機関のモニター登録者から世帯を抽出する。

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 2,000 / 17,000,000 (配布) 郵送・調査員・オンライン (取集) 郵送・調査員・オンライン (記入) 自計 (把握時) 全国消費実態調査を行う年の10月及び11月 (系統) 総務省 - 民間調査機関 - (調査員) - モニター世帯

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 全国消費実態調査を行う年の9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 家具・電気製品等、2. 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車、3. その他の耐久消費財等、4. 会員権

【調査票名】 4 - 全国単身世帯収支実態調査(年収・貯蓄等調査票)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯 (属性) 単身世帯 (抽出枠) 平成22年国勢調査結果による地域(市部・郡部, 地方) 及び世帯属性(男女, 年齢階級) 別の単身世帯数の比率に応じて調査世帯数を配分し, 民間調査機関のモニター登録者から世帯を抽出する。

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 2,000 / 17,000,000 (配布) 郵送・調査員・オンライン (取集) 郵送・調査員・オンライン (記入) 自計 (把握時) 全国消費実態調査を行う年の10月及び11月 (系統) 総務省 - 民間調査機関 - (調査員) - モニター世帯

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 全国消費実態調査を行う年の9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 年間収入、2. 貯蓄現在高、3. 借入金残高

【調査票名】 5 - 全国単身世帯収支実態調査（世帯票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）単身世帯 （抽出枠）平成22年国勢調査結果による地域（市部・郡部，地方）及び世帯属性（男女，年齢階級）別の単身世帯数の比率に応じて調査世帯数を配分し，民間調査機関のモニター登録者から世帯を抽出する。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,000 / 17,000,000 （配布）郵送・調査員・オンライン （取集）郵送・調査員・オンライン （記入）自計 （把握時）全国消費実態調査を行う年の10月及び11月 （系統）総務省 - 民間調査機関 - （調査員） - モニター世帯

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）全国消費実態調査を行う年の9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. あなたに関する事項について、2. 3ヶ月以上不在の家族について、3. 子の住んでいる場所について、4. 被災に関する事項について、5. 単身世帯について、6. 現住居等に関する事項について、7. 現在住んでいる住居以外の住宅及び土地について

一般統計調査の中止

【調査名】 中国地域専門量販店販売統計調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年1月6日

【実施機関】 経済産業省中国経済産業局総務企画部企画調査課

【目的】 中国地域における専門量販店の販売動向を総合的に把握することにより、個人消費動向を把握し、地域経済政策の適切な実施のための基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - ホームセンター調査票、2 - 家電量販店調査票、3 - ドラッグストア調査票

【公表】 新聞発表、経済産業省中国経済産業局ホームページへ掲載

【備考】 経済産業省調査統計グループにおいて、専門量販店の販売動向を全国規模で把握する「専門量販店販売統計調査」（一般統計調査）が平成26年1月調査分より毎月実施されることから、調査の重複を排除するため、平成25年12月調査分を最後に、本調査を中止することとした。

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 山梨県労働者就業実態調査（従業員調査）（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月6日

【実施機関】 山梨県産業労働部労政雇用課

【目的】 本調査は、山梨県内事業所における労働者の雇用の実態や、雇用に対する労働者の意識等を把握し、今後の働きやすい職場環境づくりをさらに推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、過去に「山梨県労働者就業実態調査」の調査票の一つとして実施していたが、平成25年度から、独立した届出統計調査として新たに実施することとしている。

【調査の構成】 1 - 従業員調査票

【調査票名】 1 - 従業員調査票

【調査対象】 （地域）山梨県全域 （単位）個人 （属性）5人以上の常用労働者を雇用する事業所に勤務する従業員 （抽出枠）山梨県で運営している就職情報サイト及び各企業のホームページ等で公表されている企業情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年1月1日 （系統）山梨県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成26年1月31日まで

【調査事項】 1 .個人及び家族に関する事項、2 .従業員の就業状況に関する事項、3 .仕事と家庭の両立を支援する制度に関する事項、4 .仕事と子育て及び介護の実態に関する事項、5 .育児休業制度の利用に関する事項、6 .ハラスメントに関する事項、7 .非正規従業員の働き方に関する事項、8 .従業員の職業意識に関する事項

【調査名】 県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月6日

【実施機関】 滋賀県 教育委員会事務局 スポーツ健康課

【目的】 本調査は、滋賀県民のスポーツ実施状況に関する意識と実態を把握し、今後のスポーツ推進に向けた施策の検討の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査 調査票

【調査票名】 1 - 県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）個人 （属性）滋賀県内在住の20歳以上の男女 （抽出枠）選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年1月1日から12月31日までの1年間 （系統）滋賀県教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成26年1月27日～2月17日

【調査事項】 日常のスポーツ実施状況及び体力に関する意識等

【調査名】 相模原市障害者福祉計画策定基礎調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成26年1月6日

【実施機関】 相模原市健康福祉局福祉部障害政策課

【目的】 本調査は、平成26年度に障害者基本法に基づく第2期相模原市障害者福祉計画の中期実施計画及び障害者総合支援法に基づく相模原市第4期障害福祉計画の策定を行うにあたり、障害のある方々の生活ニーズに基づいた計画を策定する基礎資料とするため。

【調査の構成】 1 - 障害者用（精神障害者以外）調査票 2 - 一般市民用調査票 3 - 精神障害者用調査票

【調査票名】 1 - 障害者用（精神障害者以外）調査票

【調査対象】 （地域）相模原市全域 （単位）個人 （属性）1．身体障害者、2．知的障害者、3．精神障害者、4．市民、5．発達障害者、6．高次脳機能障害者、7．難病患者（抽出枠）障害者マスタ、精神障害者保健福祉手帳台帳、難病患者台帳、住民マスタ

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,580 / 756162（障害者用（精神障害者以外）調査票と一般市民用調査票と精神障害者用調査票の合計客体数）（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年1月（系統）配布：相模原市 - 民間事業者 - 報告者、回収：報告者 - 相模原市

【周期・期日】（周期）3年～5年（実施期日）平成26年1月6日～平成26年1月24日

【調査事項】 1．「あなた」ご自身のことについて、2．今後の暮らし方について、3．収入について、4．教育について、5．相談や福祉の情報について、6．日中活動・就労について、7．外出やバリアフリーについて、8．福祉サービスについて、9．権利擁護について、10．災害対策について、11．ピアサポート活動について、12．啓発について

【調査票名】 2 - 一般市民用調査票

【調査対象】 （地域）相模原市全域 （単位）個人 （属性）1．身体障害者、2．知的障害者、3．精神障害者、4．市民、5．発達障害者、6．高次脳機能障害者、7．難病患者（抽出枠）障害者マスタ、精神障害者保健福祉手帳台帳、難病患者台帳、住民マスタ

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,580 / 756162（障害者用（精神障害者以外）調査票と一般市民用調査票と精神障害者用調査票の合計客体数）（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年

1月（系統）配布：相模原市 - 民間事業者 - 報告者、回収：報告者 - 相模原市

【周期・期日】（周期）3年～5年（実施期日）平成26年1月6日～平成26年1月24日

【調査事項】 1.あなたのことについて、2.障害者福祉への関心について、3.障害のある人に対する理解について、4.障害のある人への支援・ボランティアなど、5.障害のある人の就労・教育、6.福祉のまちづくり、7.相模原市の障害者施策

【調査票名】 3 - 精神障害者用調査票

【調査対象】（地域）相模原市全域（単位）個人（属性）1.身体障害者、2.知的障害者、3.精神障害者、4.市民、5.発達障害者、6.高次脳機能障害者、7.難病患者（抽出枠）障害者マスタ、精神障害者保健福祉手帳台帳、難病患者台帳、住民マスタ

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,580 / 756162（障害者用（精神障害者以外）調査票と一般市民用調査票と精神障害者用調査票の合計客体数）（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年1月（系統）配布：相模原市 - 民間事業者 - 報告者、回収：報告者 - 相模原市

【周期・期日】（周期）3年～5年（実施期日）平成26年1月6日～平成26年1月24日

【調査事項】 1.「あなた」ご自身のことについて、2.今後の暮らし方について、3.収入について、4.教育について、5.相談や福祉の情報について、6.日中活動・就労について、7.外出やバリアフリーについて、8.福祉サービスについて、9.権利擁護について、10.災害対策について、11.ピアサポート活動について、12.啓発について、13.あなたのことについて、14.障害者福祉への関心について、15.障害のある人に対する理解について、16.障害のある人への支援・ボランティアなど、17.障害のある人の就労・教育、18.福祉のまちづくり、19.相模原市の障害者施策

【調査名】 茨城県サービス業調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月9日

【実施機関】 茨城県企画部統計課

【目的】 本調査は、茨城県に所在する事業所におけるサービスの茨城県と他の都道府県間の取引状況を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 茨城県サービス業調査票

【調査票名】 1 - 茨城県サービス業調査票

【調査対象】 （地域）茨城県内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「G 情報通信業」、「K - 不動産業・物品賃貸業」、「L - 学術研究・専門・技術サービス業」、「R - サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所のうち、別紙「茨城県サービス業調査対象事業所表」に掲げる事業に該当するもの。（抽出枠）総務省統計局の「事業所母集団データベース」から提供された母集団情報名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,000 / 8,452 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成25年1月1日から平成25年12月31日 （系統）茨城県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年8月18日から平成26年9月30日

【調査事項】 1. 従業員数、2. 事業名及び事業内容、3. 事業別年間売上額（総額、県内、県外、国外）4. 決算期間

【調査名】 産業廃棄物税に関するアンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月9日

【実施機関】 福岡県総務部税務課

【目的】 本調査は、産業廃棄物税の導入に伴う排出事業者（納税義務者）の産業廃棄物に対する排出抑制やリサイクルに向けたインセンティブ（動機付け）効果等を検証するとともに、今後の本税のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 産業廃棄物税に関するアンケート調査票

【調査票名】 1 - 産業廃棄物税に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）福岡県内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類（C）鉱業、採石業、砂利採取業から（R）サービス業（他に分類されないもの）までに属する事業所のうち、従業員数5人以上のもの（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査に係る調査票情報から業種別に層化無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200 / 91,297 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成16年度から平成24年度まで （系統）都道府県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年1月下旬

【調査事項】 1. 産業廃棄物処理の状況等について、2. 産業廃棄物税の導入の事実について、3. 産業廃棄物税の導入に伴う取組みの変化について、4. 産業廃棄物税の広域的導入について

【調査名】 がんに関する県民意識調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月10日

【実施機関】 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

【目的】 本調査は、鳥取県民に対して、がんの現状やがんについての県の取組等についての認知状況を把握し、今後の取組を検討するための参考とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - がんに関する県民意識調査 調査票

【調査票名】 1 - がんに関する県民意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）平成25年4月1日現在で満18歳以上の鳥取県内に在住又は在勤、在学している者（常勤の県職員、県議会議員を除く。）（単位）個人（属性）県政参画電子アンケート会員

【調査方法】 （選定）全数（客体数）470（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）平成26年1月17日～2月6日（系統）県政参画電子アンケート会員

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成26年2月6日

【調査事項】 1．鳥取県におけるがんの死亡状況に対する認知度、2．鳥取県がん対策推進条例に対する認知度、3．がんに関する一般的な情報源、4．鳥取県公式インターネットがん専用ページの認知度、5．鳥取県が県民に対して行っているがん検診受診への呼びかけの認知度

【調査名】 脳卒中リハビリテーション提供体制実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月23日

【実施機関】 栃木県保健福祉部健康増進課

【目的】 本調査は、栃木県内のリハビリテーションの実施状況及び医療や介護との連携などの実態を把握することで、栃木県の今後の脳卒中対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - A調査票 2 - B調査票

【調査票名】 1 - A調査票

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）事業所 （属性）医療保険にてリハビリテーションを実施している施設 （抽出枠）厚生労働大臣が定める疾患別リハビリテーションの設置基準を満たしているものとして地方構成局長等に届け出た保健医療機関

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）80 / 1,300 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）基準日：平成25年10月1日、調査対象期間：平成25年10月1日～10月31日 （系統）栃木県 - 栃木県理学療法士会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成26年2月14日～3月14日

【調査事項】 1. リハビリテーションの実施状況、2. 医療保険と介護保険の連携の状況

【調査票名】 2 - B調査票

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）事業所 （属性）介護保険にてリハビリテーションを実施している施設 （抽出枠）通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、介護予防リハビリテーションを行う施設として届け出た医療機関及び介護保険施設

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）300 / 1,300 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）基準日：平成25年10月1日、調査対象期間：平成25年10月1日～10月31日 （系統）栃木県 - 栃木県理学療法士会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成26年2月14日～3月14日

【調査事項】 1. リハビリテーションの実施状況、2. 医療保険と介護保険の連携の状況

【調査名】 さいたま市総合振興計画(後期基本計画)に係るアンケート調査(平成26年届出)

【受理年月日】 平成26年1月23日

【実施機関】 さいたま市 政策局 政策企画部 企画調整課

【目的】 本調査は、さいたま市総合振興計画(後期基本計画)の着実な推進を図るために設ける「成果指標」の検討等の参考とするため、市民の日常の行動や意識について現状を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - さいたま市総合振興計画(後期基本計画)に係るアンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - さいたま市総合振興計画(後期基本計画)に係るアンケート調査 調査票

【調査対象】 (地域)さいたま市全域 (単位)個人 (属性)満20歳から79歳までの住民 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成26年2月現在 (系統)さいたま市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)平成25、29及び32年度実施予定 (実施期日)平成26年2月4日~18日

【調査事項】 日常生活において取り組んでいる活動・行動(自然環境の保全、生涯学習、スポーツ、文化芸術など)について

(2) 変更

【調査名】 次世代育成支援状況に関するアンケート調査(2次調査)(平成26年届出)

【受理年月日】 平成26年1月8日

【実施機関】 神戸市こども家庭局こども家庭政策担当課

【目的】 本調査は、神戸市内における、仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備の状況を把握し、神戸市次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)の進捗状況の検証の基礎資料を得ることを目的として実施するものである。

【調査の構成】 1 - 次世代育成支援状況に関する企業アンケート調査票(2次調査)

【調査票名】 1 - 次世代育成支援状況に関する企業アンケート調査票(2次調査)

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類のうち「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・研究サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する従業員101人以上の民営事業所(抽出枠)
平成24年度経済センサス - 基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)840 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成26年1月31日 (系統)神戸市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成26年1月31日~平成26年2月28日

【調査事項】 1. 主要な業種、従業員数及び従業員の男女構成比に関する事項、2. 育児休業制度等、仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備状況に関する事項、3. 将来的な少子化対策の考え、4. 少子化対策を推進するために行政に望むこと

【調査名】 堺市高齢者等実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月10日

【実施機関】 堺市 健康福祉局 長寿社会部 高齢施策推進課

【目的】 本調査は、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定の検討の基礎資料を得ることを目的として実施するものである。

【調査の構成】 1 - 一般高齢者調査票 2 - 介護保険サービス利用者調査票 3 - 介護保険サービス未利用者調査票 4 - 介護事業者調査票

【調査票名】 1 - 一般高齢者調査票

【調査対象】 （地域）堺市全域 （単位）個人 （属性）平成25年10月末日において、要介護認定を受けていない65歳以上の方 （抽出枠）介護保険被保険者台帳及び介護保険受給者台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,100 / 164,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）配布：堺市 - 民間事業者 - 報告者、回収：報告者 - 堺市

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成25年12月14日～平成25年12月27日

【調査事項】 1.ご本人のことについて、2.生活状況や健康について、3.日中活動や生きがいづくりについて、4.住まいについて、5.介護のことについて、6.住み慣れた地域で暮らし続けることについて、7.その他

【調査票名】 2 - 介護保険サービス利用者調査票

【調査対象】 （地域）堺市全域 （単位）個人 （属性）平成25年10月末日において、要介護認定を受けており、かつ8月において施設サービスを除く介護保険のサービスを利用した方 （抽出枠）介護保険被保険者台帳及び介護保険受給者台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,800 / 43,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）配布：堺市 - 民間事業者 - 報告者、回収：報告者 - 堺市

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成25年12月12日～平成25年12月27日

【調査事項】 1.ご本人のことについて、2.生活状況や健康について、3.介護保険制度について、4.ケアマネジャーについて、5.サービスの利用状況について、6.住み慣れた地域で暮らし続けることについて、7.主に介護をしている方への質問

【調査票名】 3 - 介護保険サービス未利用者調査票

【調査対象】 (地域)堺市全域 (単位)個人 (属性)平成25年10月末日において、要介護認定を受けており、かつ8月において介護保険のサービスを利用していない方 (抽出枠)介護保険被保険者台帳及び介護保険受給者台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,800/10,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年12月1日現在 (系統)配布:堺市-民間事業者-報告者、回収:報告者-堺市

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年12月12日~平成25年12月27日

【調査事項】 1.ご本人のことについて、2.生活状況や健康について、3.介護保険制度について、4.住み慣れた地域で暮らし続けることについて、5.主に介護をしている方への質問

【調査票名】 4 - 介護事業者調査票

【調査対象】 (地域)堺市全域 (単位)企業 (属性)平成25年10月末日において、堺市の指定を受けた介護保険事業所を市内に保有している法人 (抽出枠)堺市介護保険指定事業者一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)738 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年12月1日現在(一部の項目については、平成25年4月1日現在もしくは平成24年4月から平成25年3月の1年間)(系統)配布:堺市-民間事業者-報告者、回収:報告者-堺市

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年12月20日~平成26年1月14日

【調査事項】 1.法人や実施事業について、2.災害時の対策について、3.居宅介護支援事業所を運営している法人への質問、4.施設サービスを運営している法人への質問

【調査名】 全国企業短期経済観測調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月17日

【実施機関】 日本銀行調査統計局経済統計課

【目的】 本調査は、全国の企業動向を的確に把握し、金融政策の適切な運営に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和32年に「主要企業短期経済観測調査」（主要短観）、昭和35年に「中小企業の業況予測調査」（中小短観）が開始され、昭和49年、中小短観の調査対象企業に製造業（大企業及び中堅企業）と非製造業を追加し、「全国短期経済観測調査」（全国短観）として調査を開始したものである。平成16年3月に調査対象の選定基準を常用雇用者数基準から資本金基準に見直すとともに、主要短観の中止に伴い、主要短観の一業種であった（金融機関）調査を本調査の一部として実施している。

【調査の構成】 1 - 全国企業短期経済観測調査（短観）票（全国・定例） 2 - 全国企業短期経済観測調査（短観）票（金融機関・定例）

【備考】 今回の変更は、報告を求め事項（四半期項目を削除し、物価見通しの追加）の変更である。

【調査票名】 1 - 全国企業短期経済観測調査（短観）票（全国・定例）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）資本金2千万円以上の法人企業（金融機関を除く）等 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）11,500 / 213,200 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査票記入時点 （系統）日本銀行 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）2月末頃、5月末頃、8月末頃、11月中旬～1か月程度調査を実施

【調査事項】 1. 判断項目（業況、国内での製商品・サービス需給、海外での製商品需給、製商品の在庫水準、製商品の流通在庫水準、生産・営業用設備、雇用人員、資金繰り、金融機関の貸出態度、借入金利水準、CPの発行環境、販売価格、仕入価格）、2. 年度計画（売上高（うち輸出）輸出に際しての為替レート、営業利益、経常利益、当期純利益、設備投資額（うち土地投資額）、ソフトウェア投資額（無形固定資産計上ベース））、3. 企業の物価見通し（貴社の販売価格、物価全般）、4. 新卒者採用数

【調査票名】 2 - 全国企業短期経済観測調査（短観）票（金融機関・定例）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）金融機関のうち、銀行、信用金庫、系統金融機関等、金融商品取引業、保険会社、貸金業等 （抽出枠）金融庁

公表の免許・登録業者リスト等

- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)200/700 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査票記入時点 (系統)日本銀行-報告者
- 【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)2月末頃、5月末頃、8月末頃、11月中旬～1か月程度調査を実施
- 【調査事項】 1.判断項目、2.年度計画、3.物価見通し、4.新卒者採用状況

【調査名】 都内外資系企業基礎調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月17日

【実施機関】 東京都知事本局総合特区推進部総合特区推進課

【目的】 本調査は、都内に事業所を持つ外資系企業の動向や日本もしくは東京へ進出する際のニーズ、阻害要因等を詳細に把握し、外資系企業誘致施策の推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 都内外資系企業基礎調査 調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、及び、報告を求める期間である。

【調査票名】 1 - 都内外資系企業基礎調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）企業 （属性）外資比率20%以上で都内に事業所を持つ外資系企業 （抽出枠）民間事業者が所有する企業のリスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）3,800 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年3月31日現在 （系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年1月中旬～2月中旬

【調査事項】 1.回答者の属性（企業概要）、2.操業状況・事業展開、3.雇用状況、4.業務統括拠点・研究開発拠点の有無

【調査名】 仕事の見直しのための状況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月17日

【実施機関】 北九州市総務企画局行政経営室行政経営課

【目的】 本調査は、基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランを着実に推進するため、行政評価を導入し、PDCAサイクルによる事業管理を行っている。行政評価においては、施策や事業の成果指標を設定する際、市民の認知度や行動など、アンケートによらなければ成果の検証が困難な事業もあるため、当該調査を行うものとする。

【調査の構成】 1 - 仕事の見直しのための状況調査 調査票

【調査票名】 1 - 仕事の見直しのための状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）個人 （属性）調査実施前年の時点で北九州市内に住民票がある20歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/797,826 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入時点（調査実施年の2月初旬～2月末日） （系統）北九州市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）2月初旬～2月末日

【調査事項】 1．消費者トラブルについて、2．防災について、3．魅力ある海辺づくりについて、4．芸術・文化活動について、5．スポーツ・運動の実施について、6．スポーツ観戦について、7．公共スポーツ施設について、8．地域づくりへの参加状況について、9．環境保全の取組について

【調査名】 がんに関する県民意識調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月20日

【実施機関】 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

【目的】 本調査は、鳥取県民に対して、がんの現状やがんについての県の取組等についての認知状況を把握し、今後の取組を検討するための参考とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - がんに関する県民意識調査 調査票

【調査票名】 1 - がんに関する県民意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）平成25年4月1日現在で満18歳以上の鳥取県内に在住又は通勤、在学している者（常勤の県職員、県議会議員を除く。）（単位）個人（属性）県政参画電子アンケート会員

【調査方法】 （選定）全数（客体数）470（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）平成26年1月24日～2月13日（系統）県政参画電子アンケート会員

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成26年2月13日

【調査事項】 1．鳥取県におけるがんの死亡状況に対する認知度、2．鳥取県がん対策推進条例に対する認知度、3．がんに関する一般的な情報源、4．鳥取県公式インターネットがん専用ページの認知度、5．鳥取県が県民に対して行っているがん検診受診への呼びかけの認知度

【調査名】 新潟市景況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月21日

【実施機関】 新潟市経済・国際部産業政策課

【目的】 本調査は、新潟市内の民営事業所について景気動向を把握し、地域産業の振興施策を検討するうえでの基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 新潟市景況調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項等の変更によるものである。

【調査票名】 1 - 新潟市景況調査 調査票

【調査対象】 （地域）新潟市全域 （単位）事業所 （属性）市内民営事業所。対象となる事業所は、事業所母集団のデータベースの産業分類に掲げる「建設業」、
「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する民営事業所。（抽出枠）事業所母集団データベースの名簿をもとに、市内の民営事業所を「建設業」、「製造業」、「運輸・通信業」、「卸・小売業」、「飲食・宿泊業」、「サービス業」の6業種に分ける。それぞれの業種を、小規模（従業者数1～4人）、中規模（従業者数5～19人）、大規模（従業者数20人以上）に分類し、各層から111事業所を抽出する（「卸・小売業」と「サービス業」の小規模は112事業所を抽出）。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/33,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）上期：4月から9月まで、下期：10月から翌年3月まで （系統）新潟市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）半年 （実施期日）上期：8月下旬～9月上旬、下期：2月下旬～3月上旬

【調査事項】 1.業況、2.(ア)生産・売上、(イ)受注状況、3.(ア)出荷量、(イ)出荷額、4..(ア)製・商品在庫、(イ)原材料在庫、5.(ア)仕入価格、(イ)販売価格、(ウ)資金繰り、(エ)正社員の数、(オ)臨時・パート社員等の数、(カ)所定外労働時間、(キ)1人当たり人件費、6.(ア)生産設備、営業用設備、(イ)設備投資、(ウ)設備投資目的、7.経営上の問題、8.(ア)事業所の動向、(イ)業界の動向、9.電気料金の値上げに関する影響について、10.市の産業支援施策についての意見・要望

【調査名】 生活習慣病予防支援システムに伴う生活習慣アンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月30日

【実施機関】 岩手県環境保健研究センター保健科学部

【目的】 本調査は、岩手県民の生活習慣の実態を把握し、岩手県健康増進計画「健康いわて21プラン」の評価及び生活習慣病対策の基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成20年から毎年実施。

【調査の構成】 1 - 調査票様式1（小学1年生・4年生用） 2 - 調査票様式2（中学1年生・3年生用） 3 - 調査票様式3（高校3年生用）

【調査票名】 1 - 調査票様式1（小学1年生・4年生用）

【調査対象】 （地域）岩手県全域 （単位）個人 （属性）岩手県内の小学校に在籍する小学1年生及び4年生の保護者

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）13,706 / 21,248 （配布）調査員（調査対象学年の担任教諭） （収集）調査員（調査対象学年の担任教諭） （記入）自計 （把握時）調査対象とする各学校において定期健康診断が実施された日 （系統）県環境保健研究センター - 県保健所 - 県教育委員会教育事務所 - 市町村教育委員会 - 学校 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）9月末日

【調査事項】 （ア）体格について（1.身長、2.体重）（イ）食生活習慣について（1.朝食摂取状況、2.間食摂取状況、3.食べない食品の有無）（ウ）歯磨き習慣について（1.歯磨き回数、2.かかりつけ歯科医の有無）（エ）睡眠について（1.起床時間、2.就寝時間、3.睡眠時間）

【調査票名】 2 - 調査票様式2（中学1年生・3年生用）

【調査対象】 （地域）岩手県全域 （単位）個人 （属性）岩手県内の中学校に在籍する中学1年生及び3年生

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）13,000 / 23,721 （配布）調査員（調査対象学年の担任教諭） （収集）調査員（調査対象学年の担任教諭） （記入）自計 （把握時）調査対象とする各学校において定期健康診断が実施された日 （系統）県環境保健研究センター - 県保健所 - 県教育委員会教育事務所 - 市町村教育委員会 - 学校 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）9月末日

【調査事項】 （ア）体格について（1.身長、2.体重）（イ）食生活習慣について（1.朝食摂取状況、2.間食摂取状況、3.食べない食品の有無）（ウ）歯磨き

習慣について(1. 歯磨き回数、2. 歯磨き剤の使用状況、3. 糸ようじの使用状況、4. かかりつけ歯科医の有無)(エ)運動習慣について(1. 運動の実施の有無、2. 身体活動の実施の有無)(オ)困ったときの相談先について、(カ)睡眠について(1. 起床時間、2. 就寝時間、3. 睡眠時間)

【調査票名】 3 - 調査票様式3 (高校3年生用)

【調査対象】 (地域)岩手県全域 (単位)個人 (属性)岩手県内の県立高等学校に在籍する高校3年生

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)7,697/9,823 (配布)調査員(調査対象学年の担任教諭) (収集)調査員(調査対象学年の担任教諭) (記入)自計 (把握時)調査対象とする各学校において定期健康診断が実施された日 (系統)県環境保健研究センター - 県保健所 - 学校 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)10月末日

【調査事項】 (ア)体格について(1.身長、2.体重)(イ)食生活習慣について(1.朝食摂取状況、2.間食摂取状況、3.食べない食品の有無)(ウ)歯磨き習慣について(1.歯磨き回数、2.歯磨き剤の使用状況、3.糸ようじの使用状況、4.かかりつけ歯科医の有無)(エ)運動習慣について(1.運動の実施の有無、2.身体活動の実施の有無)(オ)困ったときの相談先について、(カ)睡眠について(1.起床時間、2.就寝時間、3.睡眠時間)

【調査名】 大阪府景気観測調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年1月30日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目的】 本調査は、四半期ごとの大阪府内民営事業所の景気動向を広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料にするために調査を行う目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪府景気観測調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の変更である。本年4月より実施される、消費税率の引き上げが企業に与える影響を把握するため、設問を追加し、採用実績・予定に関する設問を削除した。

【調査票名】 1 - 大阪府景気観測調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売、小売業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」及び中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」「広告業」「技術サービス業（他に分類されないもの）」「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業（別掲を除く）」「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」に属し、単独および本所・本社・本店の民営事業所（抽出枠）事業所母集団データベースを用い、属性的範囲であげた業種ごとに、当該業種中に所在する単独および本所・本社・本店の民営事業所から無作為抽出する層化二段抽出により選定する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,500/302,544 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施四半期の実績見込み（一部、次の四半期の予定） （系統）大阪府 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）提出期限は、5月、8月、11月、2月のそれぞれ翌月中旬

【調査事項】 1. 每期共通するもの （1）事業所概要（業種、業態、従業員規模）（2）今期の業況判断（前期比、前年同期比）（3）来期の業況判断（見込み）（4）出荷・売上高、（5）製・商品、サービス、請負等の単価、（6）原材料、部品等の価格、（7）営業利益水準、営業利益判断、（8）雇用状況、（9）来期の雇用予定人員、（10）資金繰り、（11）設備投資、2. 各期で個別に調査する項目 （1）4 - 6月期 ア．直近の年間決算における営業利益について、イ．24年（度）の海外での売上及び調達・仕入の実績（23年度と比較）（2）7 - 9月期 ア．今年の賞与（正規雇用者を

対象として)の実績と見込み、イ．電気料金及び原材料価格上昇の影響について、(3)10 - 12月期 ア．設備投資の主な目的、イ．社会経済環境の変化が企業に与える影響について、ウ．正社員の基本給の上昇割合について(4)1 - 3月期 ア．消費税率引き上げ前の取組について、イ．消費増税分に対する価格転嫁について、ウ．消費増税後の反動減について